

2008年度前橋市予算編成 に関する日本共産党の要望

2007年 11 月

**日本共産党前橋勢多地区委員会
日本共産党前橋市議会議員団**

目 次

| | | |
|---|------------------------------|----|
| Ⅰ | 市民の要望に即応する緊急重点施策 | 2 |
| Ⅱ | 市民本位の行財政の確立 | 3 |
| Ⅲ | 医療・福祉重点の市民が安心する市政をつくるために | 4 |
| Ⅳ | 教育・文化・スポーツの民主的発展のために | 11 |
| Ⅴ | 市民の暮らしを守り、市経済を活性化させ、産業を発展させる | 17 |
| Ⅵ | 生活環境整備をすすめるために | 21 |
| Ⅶ | 防災体制を強化し、市民生活の安全を守る | 28 |
| Ⅷ | 平和と民主主義を守る | 28 |
| Ⅸ | 大胡・宮城・粕川地域の予算要望 | 29 |

2008年度予算編成に関する要望書

2007年11月6日

前橋市長 高木政夫様
前橋市教育長 中澤充裕様
公営企業管理者 田村昭寛様

日本共産党前橋勢多地区委員会
委員長 生方秀男

日本共産党前橋市議会議員団
団長 中道浪子

先に行われた参院選挙で、自民・公明政権が大敗し、国民は、格差と貧困を広げた弱肉強食の「構造改革」路線をはじめ、「戦後レジームからの脱却」を掲げた憲法改悪の押し付けに「ノー」を突きつける結果となりました。

安倍政権の崩壊で、新たな福田内閣が誕生しましたが、福田首相自身が「がけっぷち内閣」と述べているように、自民党の末期的症状は否めないであります。

「医療難民」、「介護難民」、「ネットカフェ難民」を生み出した自民・公明政権と、小泉・安倍内閣を継承しようとする福田内閣の政治姿勢は、今国会で野党側から厳しい追及にさらされています。

特に、「税制改革」とそれに連動する「ゆきだるま式」負担増と、社会保障予算の抑制路線、労働法制改悪など、最後の命綱である生活保護の打ち切りによって餓死と自殺者まで生み出す事態も起きています。

日本医師会などがつくる国民医療推進会議が「医療費削減を続けてきたために、医療の現場では人間的にも機能的にも極限状態での医療の提供が強いられ、地域医療の崩壊ともいべき危機的状況を招いている」と指摘するなど、党派を超えた怒りが国民の中に広がっています。

また、来年4月から実施予定の高齢者医療費負担増の一部凍結や、障害者自立支援法の見直し、児童扶養手当の削減凍結などが打ち出されていますが、これも国民の声が政治を動かし始めた結果だと思えます。

ただし、検討されているものは、負担増の一部実施を半年から1年程度「凍結」という一時しのぎのものに過ぎません。社会保障予算の抑制路線を転換しない限り、「一部負担増の凍結」は一時しのぎに終わるか、社会保障のほかの分野で新たな負担増を国民に強いることになりかねません。

このような状況の中で、高木市長はこれ以上の市民負担増を招かないように、政府がすすめる構造改革路線を転換するよう意見を上げるとともに、当面これまでの負担増を補う施策の創設・拡充を図る必要があります。

また、市の「行革大綱」の見直しを行い、真に市民が求める行財政の改善で、安心した

市政の実現を図ることが望まれています。

特に、税金や国保税の滞納世帯に対する、収納行政の行き過ぎた対応は改めて、親身な納税相談を行うことを求めます。

私たちは、今年度も多くの団体や個人の方々と予算要望懇談会を開催し、市政についての意見や要望を聴取しました。市長は、市民の切実な要望に十分耳を傾けるとともに、2008年度予算編成でこれらの切実な願いを実現されますよう強く要望いたします。

Ⅰ 市民の要望に即応する緊急重点施策

緊急重点施策

- 1、改悪教育基本法にもとづく教育の国家介入に従わず、現憲法に立脚した教育をすすめる。差別選別の教育をやめ、全ての子どもたちを大切にする教育を貫く。30人学級を全小・中学校に広げる。
- 2、市民の平和と安全を守る。特に、「平和都市宣言」をしている前橋市長として、憲法改悪に反対し、憲法9条を守る立場を明確にする。憲法の条項をくらしに生かす。
- 3、子どもの医療費無料化制度は、所得制限および窓口一部負担を導入せず入院・外来とも中学3年生まで拡充する。
- 4、国の「行財政改革」・社会保障費削減による市民負担増を補うため、特に、障害者自立支援法による応益負担と低所得者層への介護保険料・利用料の市独自の軽減策を講じるよう早急に対応する。
- 5、市立保育所の民営化、南部共同調理場の調理業務、井戸や浄水場の監視点検業務の民間委託、指定管理者制度による民間営利企業への管理委託はただちに止める。
- 6、来年4月から実施予定の「後期高齢者医療制度」は、高齢者に過酷な内容となっていることから、国に中止を求めるとともに、病気ごとに治療費の上限を決める「包括払い」導入に反対し、誰もが安心してかけられる医療制度にするよう意見を上げる。
- 7、品目横断的政策によって、麦作による集落営農組織を立ち上げたが、麦作のみならず稲作まで集落営農への組織化の方向がすすめられており、やむをえず組織に参加できない農家に対しては、これまでと同水準の補助金を支給する。また、家族農業が続けられるよう市独自の価格補償制度や後継者育成対策など農業振興策を強化する。
- 8、「環境都市宣言」にふさわしい環境行政を推進する。地球温暖化による自然破壊が進行している中、ダイオキシンやCO₂削減に逆行し、リサイクルできない廃プラスチックは分別をさらに徹底し、焼却処理を減量する。また、技術的に未開発で安全性が保障されていない溶融炉を導入しない。六供清掃工場や亀泉清掃工場などの下増田町への市有地統合問題は、見識者を入れた検討を十分行った上で方針を決める。
- 9、「マイカー優先」のまちづくりからバスや電車などの「公共交通優先」「自転車優先」「歩行者優先」のまちづくりへのいっそうの施策の転換を促進し、高齢者などの交通弱

者の足の確保を図る。道路整備計画に自転車道を位置付け、自転車通勤を奨励する。マイバスの路線は、市民の意見要望をよく聞いて順次拡充する。

- 10、道路建設や区画整理などのまちづくりの事業は、関係住民に充分情報を提供し、研究と議論の場を提供するなど「住民が主人公」の立場を貫き、「自分たちが作ったまち」と住民が誇れるような事業にする。新たな区画整理は広げない。また、都市計画道路の計画を住民本位に見直し、厳密な再評価を行って、廃止・縮小することも含め、現状に即した道路づくりに転換する。
- 11、社会保障費の財源は、大企業・大資産家減税と巨額の軍事費の二つの「聖域」にメスを入れて、市民にいっそうの「痛み」を強いて景気を冷え込ませる消費税増税は行わないよう国に意見を上げる。

Ⅱ 市民本位の行財政の確立

- 1、各種委員会・審議会・協議会などの諮問機関は、広範な市民の意向を把握するための市民アンケートや懇談会の実施や十分な実態調査などをした上で、慎重な議論を重ねてから、施策の方向を打ち出すよう援助する。委員の人は有識者ととともに市民公募を拡大する。市民公募は、市民の声が反映しやすいように、できるだけ多数にする。
- 2、税・使用料の滞納世帯に対して、納税相談をていねいに行い、分納による自主納付や猶予、執行停止、国保証の取り上げなど制裁的な措置はやめる。
- 3、中核市に移行しても、現在実施中の県単独事業と新規県単独事業についても、本市も対象に継続して実施するよう県に意見を上げる。
- 4、富士見との合併は、村内に自村を希望する住民がいる限り、合併は急がない。
- 5、指定管理者制度の導入では、公共性の高い施設は直営を維持するとともに、指定管理者を選ぶ場合にも公共性を確保できる社会福祉協議会などの公的団体や社会福祉法人などに限定する。
- 6、新行財政改革で職員の削減をすすめるようとしているが、専門性が求められる職場や正規職員の必要性がある職場は、正規職員を増員し、嘱託職員で補う人事管理は改める。
- 7、次の条例を早期に制定する。
 - ①地下水保全条例（水源保護条例）
 - ②地域経済振興条例
 - ③子どもの権利条例
 - ④リサイクル条例
 - ⑤消費者保護条例
 - ⑥中高層・大規模建築物等規制条例
 - ⑦公契約条例
 - ⑧まちづくり条例
- 8、次の公共施設の新・増設について、広く市民の意見を聴取し、具体化を検討する。
 - ①特別養護老人ホームなどの高齢者入所施設
 - ②老人福祉センターなどの高齢者通所施設
 - ③介護保険適用外の人の入所・通所施設
 - ④障害者（児）の入所・通所施設
 - ⑤美術館
 - ⑥博物館
 - ⑦郷土資料館
 - ⑧産業振興会館
 - ⑨平和記念館
 - ⑩子ども科学館
 - ⑪青少年の居場所となる施設

Ⅲ 医療・福祉重点の市民が安心する市政をつくるために

A 高齢者

すべての高齢者が安心して生活できるよう、医療・介護・生活支援・まちづくり・公共交通・生涯学習・生きがいづくりなどの総合的な高齢者対策が求められている。

「構造改革」の名のもとに、国が進めている各種高齢者支援制度の改悪や財政支出削減に追随するのではなく、高齢者の生活実態に見合った支援策を国の責任で保障することを自治体からも強く求めることが必要である。同時に不十分な国の施策を補う市独自の努力が重要である。

1、介護保険

(ア) 2006年4月の介護保険法の改定によって、軽度者の介護サービスが大幅に削減されたため、施設介護も在宅介護も利用したくても利用できない高齢者が増えている。要支援・要介護高齢者のサービス利用の実態を把握し、国に改善を求めるとともに市独自の支援策でサービスを保障する。

(イ) 電動ベッドについては、医師の判断などを条件に2007年4月から利用を認める方針が示されているとはいえ、多くの高齢者が救済されていない実態であるので市の独自策で補う。

(ウ) 特別養護老人ホームの入所待機者を解消するため、国・県の整備計画の見直しを求めるとともに、市としての整備計画をもつ。

(エ) 必要とする介護サービスが安心して利用できるよう、国負担を増やして保険料や利用料の負担軽減を国に要望するとともに市の軽減策を講ずる。

(オ) 第三期事業計画をまたずに保険料をただちに引き下げる。

(カ) ケアマネージャーが介護プランをたてる場合、生活保護や障害者福祉サービスなど一般福祉施策も必要に応じて高齢者に紹介して利用できるように、各施策の内容を日常的に十分ケアマネージャーに周知する。

(キ) 地域包括支援センターは、ケアプランの件数が急増しているのをさらに増設するとともに中学校区ごとに設置をめざす。

2、高齢者向けケア付市営住宅（シルバーハウジング）を増設する。民間賃貸アパートの借りあげによるケア付住宅の増設も行う。

3、誰もが安心して暮らせるよう、医療体制を整備・拡充する。

(ア) 高齢者が病気になったときに、急性期から回復期までできる限り同一医療施設で必要な医療を受けられるようにする。高齢者が早期転退院を余儀なくされないよう、国や県に医療制度の改善充実を要望する。

(イ) 長期療養型病床を減らさないよう、国や県に働きかける。

(ウ) 自己負担限度額をこえる高齢者医療費は、受領委任払い制度を早急に創設する。当面金融機関を通して返還金の振込みを実施する。

- (エ) はり・きゅう・マッサージ利用券を、月2枚（年間24枚）に枚数を増やす。
- 4、生活保護受給者や同等の所得の人に対して入院・入所時のおむつ代の支給制度を実施し、負担の軽減をはかる。
 - 5、給食サービスは、介護保険制度を優先することで、希望どおりの配食が実施できない場合がある。抑制しないで、1日2食・365日の制度が活かせるようにする。配食への新たな負担の増額は行なわない。
 - 6、ひとり暮らし老人の銭湯無料入浴券の枚数を週1回（年48枚）に増やす。
 - 7、「あいのやまの湯」をはじめ、市内の温泉施設で利用できる、65歳以上の高齢者への割引券を発行する。
 - 8、緊急通報システムは、所得制限をなくし、もっと多くの人に利用を促進できるようにする。
 - 9、ねたきり老人、痴呆性老人の対策を強化する。
 - (ア) 在宅での歯科治療を充実するために、歯科医師会への運営費補助を増額する。
 - (イ) 出張理美容費助成の回数をふやすとともに、新たな実施事業者の紹介も必要なため、実施業者の一覧表は、適宜利用者に徹底し配布する。
 - (ウ) 介護者慰労金は継続し、さらに増額する。
 - 10、路線バスの無料敬老パスを発行する。
 - 11、敬老祝金制度はもとに戻し、75歳以上の高齢者に毎年贈る。
 - 12、老人福祉センターの使用料は全て60歳から無料とし、利用時間を延長する。建設がおくれている東部地域への建設を早急に具体化し、来年度中には事業開始の目途をたてる。運営は社会福祉協議会を指定管理者に選定するとともに、施設の機能はこれまでと同等にし、在宅介護支援センターを併設させ、24時間専門職員を配置したものにす。
 - 13、シルバー人材センターの仕事確保の支援を強め、仕事紹介や相談活動などは公民館でも利用できるようにする。
 - 14、老人慰楽備品補助を市単独事業として復活させる。
 - 15、住宅改造費補助は、所得制限をなくし、限度額を拡大する。また新築の場合も適用する。
 - 16、火災報知器の無料設置は1人暮らしに限定せず非課税の高齢者世帯はすべて対象とする。

B 子ども・女性

安心して子どもを産み育てられる環境の施策・整備の充実をはかる。

- 1、小児成人病対策、アレルギー性疾患などの対策を位置づけ、さらに充実・強化する。
- 2、虫歯予防対策として集団検診、予防指導体制を一層強化する。特に歯科衛生士の増強をはかる。
- 3、乳児の難聴スクリーニング検査に補助を実施する。

- 4、特別障害給付金制度（2005年4月創設）の市民への周知を徹底する。
- 5、妊婦検診の無料化を実現する。当面、妊婦検診無料券交付枚数を国が指導している14枚に増やす。
- 6、「ひとり親家庭等一時介護事業」は、いつでも安心して必要なだけ利用できるように周知する。
- 7、母子家庭の福祉諸制度の啓もうに努め、積極的活用をし、児童扶養手当、医療費等の申請もれのないよう徹底をはかる。
- 8、児童館は、地域の子育てセンターの役割を担えるよう充実させる。
 - (ア) 児童館を宮城・大胡地区に建設するとともに、旧市地域の6か所目の建設をただちに具体化する。
 - (イ) 既設の児童館の予算を増やし遊具等の改善を急ぐ。また館内で昼食がとれるようにする。
 - (ウ) 児童館職員は、嘱託職員でなく正規の職員として雇用し、職員の資質の向上に努め、来年も今年度と同様に年1回の研修をおこない、全員が受けられるようにする。
 - (エ) 開館時間を延長する。特に、夏時間をもうける。
 - (オ) 小学校に対応する学童保育所が未整備の地域には、緊急に公設で学童保育所と児童館を併設させる。
 - (カ) 高校生や青年の居場所の一つとして、運営に青年が参加し無料で活用できる（仮称）青少年センターの建設を急ぐ。
 - (キ) 子どもの虐待を防ぐために、県の児童相談所と連携する「地域家庭支援センター」を設置し、専門員を配置する。

C 障害者（児）

障害者自立支援法が2006年4月から原則一割の応益負担が導入され、大幅な利用者負担増による施設からの退所や、報酬の激減で障害者と事業者を窮地においこんでいる。障害者が安心して暮らせる施策の充実をはかる。

1、障害者自立支援

- (ア) 自立支援法実施後の障害者への負担増の実態調査を行う。
- (イ) 利用者負担の改善策について
 - ① 障害者の応益負担を廃止するよう国に意見を上げる。
 - ② 精神障害者の通院医療費は伊勢崎市、渋川市なみに無料とするとともに、旧厚生医療・育成医療への市独自軽減策を設ける。
- (ウ) 自立して生涯安心して暮らせるように、市が責任を持って施設整備とともに、ホームヘルパー派遣など在宅サービスの整備をすすめる。
 - ① 「社会的入院」を余儀なくされている障害者の受皿であるグループホームやケアホームの充実をはかる。
 - ② 身体障害者の療護施設などの短期入所は、必要なだけ利用できるように施設を

増設する。

(エ) 専門員を配置し、ケアマネジメント体制をつくる。

(オ) 地域生活支援事業の充実について

① 就業の道を保障するために、緊急に精神障害者等の授産施設や福祉作業所を増設する。

② 地域活動支援センターの委託料をひきあげる。

③ 地域活動支援センター（Ⅲ型）の委託・契約料をひきあげる。当面全国平均に近づける。

④ 身障者がスポーツを楽しむ施設や指導員を充実させる。

(カ) 障害者が地域で生活できるよう障害者福祉計画にもとづいて施設整備をおこなう。

2、障害者（児）医療費無料化を当面3級まで拡大する。

3、重度身体障害者住宅改造費補助は、対象枠を拡大するとともに、所得制限をなくし限度額を拡大する。

4、障害者交通費補助の対象枠を拡大するとともに、タクシー券交付の増加をはかる。

5、中核市移行にともない、母子保健が市の固有の事務になることから障害者施策が3歳未満児の療育施設とリハビリ訓練施設を設置する。

6、市立養護学校卒業生が在宅で通える高等養護学校、または、高等部での教育を市が責任を持って保障する。

7、在宅ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の人口呼吸器支給制度の徹底をはかる。

8、進行性筋ジストロフィ症患者に対する18歳以上の医療費助成・就業保障を講ずる。

D 低所得者

1、生活保護行政は“人間尊重”を基本とし、受給者の悩み・相談が受けられるようケースワーカーを増員する。また保護決定は生活保護法第24条を守ること。（申請のあった日から14日以内、特別の理由がある場合には30日まで伸ばす。）

2、土地・家屋所有、車の所有等やむを得ぬ所有についての取り扱い実施要綱を改善し、認めるよう国に強く要請すること。

3、住宅扶助費を増額し、実態に見合うように国に働きかける。

4、法外援護の拡大と周知をはかる。

(ア) 公営住宅の住み替えに伴う修繕費用の免除

(イ) 住宅入居時の火災保険料は法外援護とする。

(ウ) 公立高校入学金軽減

(エ) 私立高校入学金軽減について県に意見をあげる。

5、ホームレス・行路者への緊急一時的宿泊施設を確保し、生活が営めるよう指導援助に努める。当面の宿泊施設として市営住宅を利用する。

E 同和問題

1、同和对策事業は廃止する。

F 医療・保健・保険・年金

1、医療制度改革法によって、高齢者の窓口負担増・食費居住費の負担増・高額療養費の負担引き上げ、さらに療養病床の削減などが強行され、お金がなければ必要な医療が受けられない市民がふえている。市民の命と健康を守るために、市独自の支援制度を創設するとともに、これ以上の改悪をしないように国にはたらきかける。

2、国民健康保険は、国民皆保険制度という理念をふみはずし、高負担、滞納者からの「保険証」のとりあげを行っている。今こそ、市民の命と健康を守る立場から以下のとおり改善をはかる。

(ア) 高すぎる国保税の引き下げのために、一般会計からの繰り入れを増やすことや、国庫負担金・県補助金の増額を求め、被保険者の負担を軽減する。

(イ) 国保税滞納者への資格証の発行をやめ、きめ細かな相談体制を充実する。納税困難な世帯に対しては減免制度を積極的に活用する。

(ウ) 国保税の「減免制度」の対象基準を前年度所得の3割以上の減収者に適用する。また、「減免制度」の周知を図る。

(エ) 資格証明書を発行された被保険者が発症したら、国保被保険者の「申出書」によって保険証を発行する。

(オ) 70歳以上の高齢者・乳幼児への資格証明書の発行はやめる。

(カ) 国保税の滞納者に短期証や資格証明書を発行する法律・通達は止めるよう、国にはたらきかける。

(キ) 国保医療費の中に傷病手当・出産手当の給付を創設するよう国に働きかける。出産育児一時金は市で上乗せしさらに増額する。

(ク) 国保医療費の一部負担免除申請は、生活保護基準の150%まで認める。

3、新たに創設される「後期高齢者医療制度」は、保険料をおさえるために公費負担をふやす医療行為の制限を止めるよう国に働きかけるとともに、市の権限で滞納者への資格証発行などおこなわない。

4、難病患者の医療負担の改善を国に働きかけ、見舞金はさらに増額する。

5、リンパ浮腫治療の保険適用を国に求める。国保被保険者が発病し、医師の診断により補装具が必要になった者に対して助成をする。

6、夜間急病診療所は、午前0時以降朝まで対応できるようにするなど、夜間救急医療体制の一層の充実を図る。

7、在宅酸素療法患者への電気代補助制度を創設する。

8、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）やMDRP（多剤耐性緑のう菌）の院内感染防止対策を講ずる医療機関に対し助成措置を創設する。

9、人工透析患者の通院交通費の補助をさらに増額する。

- 10、保健事業を充実させ、病気の早期発見・早期治療を促進する。
 - (ア) 老人保健法の廃止により健診制度が変わるが、これまでのさわやか健診の水準を維持し拡充する。
 - (イ) 各種がん検診の市民への周知・徹底をはかるとともに、受診料の引き上げはおこなわない。
 - (ウ) 骨粗鬆症・歯周病検診を継続し、検査料を引き下げる。
 - (エ) 人間ドックを継続し、自己負担額を引き下げるとともに受診者を拡大する。
- 11、常勤保健師を増員して保健センター機能の充実を図る。
- 12、B型・C型などの肝炎患者への恒常的な検査に対して市単で助成する。
- 13、肝炎ウイルス検診は節目検診に限定せず、任意検診についても、検査料の市単助成を行う。
- 14、エイズ予防対策の啓蒙をさらに徹底する。
- 15、年金受給要件を10年に引き下げ、月5万円の最低保障年金制度を創設し、国庫負担をすみやかに2分の1に増額するよう国に働きかける。
- 16、国民年金保険料減免制度が利用できるよう市民に周知を強める。

G 保 育

- 1、規制緩和による定員の弾力化や民営化でなく、官民格差をなくし、どんな地域でも格差のない保育を保障するために、最低基準を改善し、十分な予算を確保するよう国に働きかける。
- 2、保育料階層は国の基準でなく、市の現状通りの区分を維持し保育料は下げる。
- 3、保育料は、複数入所していても2人目から無料にする。
- 4、保育料減免を周知し、必要な人に実施する。
- 5、保育士定数の改善を国・県に働きかけるとともに、当面市単独でおこなう。特に、現行3歳児20対1を15対1に、4・5歳児30対1を20対1にする。
- 6、父母の就労に合わせた土曜保育を実施する。
- 7、保育士の加配、補助額の引き上げ等で、すべての障害児が入所できる保育所づくりをすすめる。
- 8、3歳以上児の完全給食を実施する。食材は、地場産の農産物を仕入れられるように工夫する。
- 9、特別保育は必要に応じて全保育所に拡大する。また、父母負担の軽減のため運営費補助を国に働きかけるとともに、市単独で補う。
 - (ア) 病院施設や保育所での病児・病後児保育の実施施設をふやす。また、利用料を引き下げる。
 - (イ) 3歳未満児保育、特に0歳児保育の充実のために、年度当初から正規保育士の配置ができるよう運営費補助をおこなう。
 - (ウ) 0歳児保育は、待機者を出さないよう実施園・所を増やす。

(エ) 休日保育の実施保育所を増やすとともに、保育料は、1か月3,000円を2,000円とする。

10、男性保育士を積極的に採用する。

11、公立保育所の充実について

(ア) 低年齢児保育・延長保育を実施する保育所を増やす。

(イ) 障害児保育を一層充実させる。

(ウ) 保育所のすべての部屋に冷房設備を早期に整備する。

(エ) 施設の整備・改修を早める。

(オ) 各所に栄養士を配置し、所の状況に合った献立づくり、親への食の教育をおこなう。

(カ) 潜在的な待機児解消のため定員の弾力的運用でなく、定員枠をひろげ、施設の増設や新設をおこなう。

(キ) 保育内容や保護者への子育て支援の充実のためにも、正規職員の配置を増やし、公的保育の維持・発展に努める。

12、民間保育園の充実について

(ア) 公立保育所保育士との待遇面での格差解消のために、今まで以上の助成措置を講ずる。

(イ) 長時間・延長・障害児保育等をおこなっている保育園への助成は、対象児童数に応じた保育士の配置基準を改め補助金を増額する。

(ウ) 週休2日制を保障するために、公立なみに保育士の人員を増やすための助成を増額する。

(エ) 離乳食調理員を配置するための助成をおこなう。

(オ) 特別保育事業が適用除外になった場合は、市の補助で引き続き実施する。

(カ) 保育園の増改築等の市の補助金を増額する。

(キ) 冷房設備の実態調査をすすめ必要に応じて設置補助をする。

(ク) 保育所借地料への助成をする。

(ケ) 民間保育園のアスベスト対策は、対象保育園の緊急囲いこみ、除去を早急におこなう。

13、無認可保育所（ベビーホテル等をふくむ）に対して、保育内容や安全対策などの指導をおこなうとともに、支援を強める。

H 学童保育

保育所の利用が激増していることや、低年齢児童の事件や事故がひんぱんに起きていることから学童保育所の増設は緊急課題となっている。

1、全小学校に留守家庭児童が在籍しており、安心して利用できる学童保育所をただちに全小学校に設置する。

(ア) 大規模学童施設の解消にむけ、施設の新・増設をはかる。

(イ) 学童保育所への助成を大幅に引き上げ、小規模学童保育所も同様の扱いにする。

- (ウ) 施設改修の補助制度は、実態にそくし利用しやすいように改善する。
 - (エ) 指導員の待遇改善を図り、給与・研修費助成を増額する。
 - (オ) 借地代は全額助成する。
 - (カ) 障害児学童保育所に特段の助成をおこなう。
 - (キ) 公・民の格差を是正する。特に、保育料の減免は民間にも公設並みに対応する。
 - (ク) 公設の対象児童年齢の引き上げや、保育時間の延長をおこなう。
 - (ケ) 民間施設の冷暖房設備の設置を支援する。
- 2、民間の施設の募集事務に対し、特段の支援をおこなう。
- 3、民設民営施設が設置されている地区に公設学童を設置する場合は、運営委託先、保育内容、指導員を継続させる。

Ⅳ 教育・文化・スポーツの民主的発展のために

いじめや不登校、学力の低下、さらに「ひきこもり」や児童虐待の増加など、子どもと教育をめぐる状況が深刻さを増している。競争と管理の教育、学習指導要領の重視ではなく、すべての子どもが基礎学力をしっかりと身につけ、学ぶ楽しさを実感でき、教師と子どもとの心のふれあいが十分にできる学校にするためには、30人以下学級を全学年に一刻も早く実現することが必要である。同時に、子どもと教職員にゆとりをとりもどし、過度な競争ではなく子どもの成長と発達を中心にすえた教育に転換することが必要である。学校間格差を助長させない。

文化・スポーツについても市民の心身の健康維持増進のために受益者負担論による有料化はやめ、多様な市民要求に積極的に応えることが重要である。

A 学校教育

- 1、三位一体改革で削減されようとしている教育費の国庫負担は、堅持するよう早急に国に働きかける。
- 2、学校選択制と特色ある学校づくりについて
- (ア) 学校間の無用な競争や、過密校・過疎校をつくりだし、統廃合を目的とする「学校選択制」をやめる。
 - (イ) 通学区域に問題がある場合は、地域の総意を重視し、すみやかに改善する。
 - (ウ) 特色ある学校づくりによる傾斜予算配分はやめて、必要に応じて配分する。
- 3、児童・生徒の教育について
- (ア) 小・中学校・市立高校とも「30人以下学級の実施」を国に働きかける。県に対し30人学級を計画的に全学年で実施できるよう働きかける。その際、教室不足のために実施できない学校がないよう、増築・仮設教室の建設をする。また必要な予算措置をおこない、市独自にでも30人学級をすすめる。

- (イ) 学習指導要領による過度な競争教育に子どもたちをさらすのではなく、すべての児童・生徒に基礎学力をつける教育を重視する。
 - (ウ) できる子・できない子で分ける習熟度別の授業による差別をおこなわない。
 - (エ) 歴史の事実をゆがめる教科書および視聴覚教材は使わない。
 - (オ) 学校行事をはじめあらゆる公的行事で、「君が代」斉唱・「日の丸」掲揚をやめ、平和教育・憲法学習を学校教育の根幹とする。
 - (カ) 「日の丸・君が代」強制はおこなわず、内心の自由を尊重し、「起立する自由・しない自由」「斉唱する自由・しない自由」を保障する。
 - (キ) 各校の核兵器廃絶を訴える図書・パネル・ビデオを充実させる。前橋空襲の実態を伝える資料を生徒一人ひとりに配布し、学習時間を設ける。
 - (ク) 学校教育に自衛隊をかかわらせない。学校では隊員募集に協力しない。
 - (ケ) 学校上空に米軍ジェット機や自衛隊機を飛行させず、安全を守り、落ちついた学習環境を保障する。
 - (コ) 「子どもの権利条約」は、子どもの発達段階に応じた冊子にして配布し、内容について理解を深めるよう指導する。
 - (サ) 子どもの人権オンブズパーソン制度をつくり、解決に向けて適切な援助をおこなう。
 - (シ) 不登校・ひきこもり対応
 - ① 不登校児童、生徒へのきめ細かい対応をおこなうために、教員の加配や相談員を常駐させる。
 - ② 家庭でなら学習できる子どもへの支援を、専任の教員を配置して、専門チームをつくるなど学習支援制度を創設する。
 - ③ 登校拒否、不登校の子どもたちが通う民間教育施設を認め助成をおこなうとともに、これらの教育施設に通う子どもに対して出席日数に加える。
 - ④ 義務教育終了後も親や子どもに進路の相談や情報提供など適切な支援をおこなう。
 - (ス) スクールカウンセラーなどの専門職員や学校支援員など、かけもちでなく全校に配置して、十分な児童・生徒への支援を保障する。
 - (セ) 生徒の意見を反映させるなど、校則の民主的見直しをさらに進め生徒の自主性をひき出す。
 - (ソ) 授業に支障をきたす教師の出張や、諸会議・研修会などを整理し少なくする。とくに、小規模校は配慮する。市の教科別等の指定研修をやめ、各種研修講座・教育研究所への強制割り当て参加をやめさせ任意参加とする。人権教育に名をかりた同和研修会（同和教育）は廃止する。
 - (タ) 標準学力診断テストおよび道徳性テストは廃止する。
 - (チ) 依然として続いている部活動の過熱を防ぎ、子どもに休日を保障する。
- 4、学校の序列化や競争を激化させる全国一斉学力テストには参加しないとともに、国に中止を求める。
- 5、教職員の増員と労働条件改善等について

- (ア) 「さくら・わかばプラン」の非常勤講師を正規職員とする。
- (イ) 教職員増によって年休・病休を制限することなく安心してとれるようにする。また自主研修の時間を保障する。
- (ウ) 出張旅費・日当を完全に支給し、研修費を増額して事務職員・用務技士にも支給する。家庭訪問は交通費と夜間休日の手当を支給する。
- (エ) 部活動教職員・協力者の増員と手当を増額する。
- (オ) 保健室登校、0-157対策、入学前健診など十分おこなえるように養護教諭を市単で複数配置すると同時に、修学旅行等の参加および土・日の出張による振替日には必ず代替を配置する。
- (カ) 教職員の人事評価制度をやめること。
- (キ) 教職員のストレスによる精神的疾患の実態調査をおこない、対策を講ずる。
- (ク) 臨時職員の健康診断を公費負担とし、労働条件を文書で明示する。体育着、研修用図書の積算基礎に臨時職員を入れる。
- (ケ) 市費の非常勤職員の教科指導助手や国語支援講師の雇用を、学期毎雇用でなく一年間雇用にし社会保険や雇用保険を適用する。
- (コ) 特別支援教育の介助員には労働基準法にもとづく有給休暇を保障する。

6、教育費の父母負担の軽減について

- (ア) すべての社会科見学・臨海・林間学校など、授業の一環としておこなう行事の費用（バス代など）は全額公費とする。
- (イ) 日本体育学校健康センター共済掛金（旧学校健康会費）は全額公費負担とする。
- (ウ) 就学援助金の適用範囲を拡大し、早期認定につとめ、適用洩れをなくし民主的運用をはかる。
- (エ) 高校等の奨学金貸与制度の周知を強め利用促進をはかる。

7、施設設備の拡充について

- (ア) 学校施設におけるアスベストが、教職員、子どもたちに健康被害を及ぼさないように、囲いこみ工事の仕上げを急ぐ。
- (イ) 校舎の耐震工事は、いっきよにすすめる。
- (ウ) おくれている体育館の耐震診断・工事をすすめる。
- (エ) 老朽化した校舎や体育館、プールの改修計画を早める。
- (オ) 小中学校のトイレのレベルアップをする。老朽化の激しいトイレは至急改善する。
- (カ) 教育環境検査にホルムアルデヒドの検査を定期的に加える。
- (キ) 学校の設備、備品、教材機器などを最新鋭のものに改善・拡充する。
- (ク) 保健室に湯沸かし器・アトピー対策としての温水シャワー・連絡用電話・コンピューターを設置する。保健室の医療材料費予算を増額する。
- (ケ) 児童・生徒の更衣室を設置する。特に中学女子用を急ぐ。
- (コ) 教職員の男女別更衣室を整備・改修し温水シャワーの設置をする。また休憩室を設置する。

- (サ) 部活動の公費保障をつよめる。楽器購入の限定予算を改め消耗品費・備品購入費を大幅に増額する。
- (シ) プールの温水シャワー設置を全校に拡充し、紫外線対策としてプールサイドに屋根を設置する。
- (ス) 児童文化センター、交通公園に車椅子対応のトイレを設置する。

8、特別支援教育の充実について

- (ア) 特別支援教育を充実させ、情緒障害学級を必要に応じて増設する。障害児学級を存続して介助員をさらに増員し、特に、重度・重複障害児の介助員を増やす。
- (イ) LD、ADHD、高機能自閉症の子どもたちへの適切な対応をおこなうため、研究チームをつくって担任を支援する。
- (ウ) 普通学級の介助員を拡充し、継続する。
- (エ) 県への移管を要望しているが、現市立養護学校も高等部を新設する。また、肢体不自由児学級を設置する。
- (オ) 県立養護高等学校に重度障害児の受け入れや、スクールバスなどの交通手段の整備を県に働きかける。群馬総社駅は、エレベーター設置などバリアフリー化をすすめるとともに、通学路の安全対策を強める。
また、県立高校に障害学級の併設を県に要請する。
- (カ) 障害児の卒業後の進路に対する総合的な指導体制を強化し、これに対応できる各種施設の増設・新設を緊急におこなう。

9、図書司書について

- (ア) すべての学校図書館に有資格の常勤司書を配置する。
- (イ) 当面、臨時職員司書の時給・有給休暇など待遇を改善する。
- (ウ) 小中学校の臨時職員司書の勤務時間は1日6時間勤務とする。
- (エ) 図書購入予算を大幅に増額する。市立図書館との連携を強める。

10、事務職員は全学校配置を継続し、事務の共同実施をやめること。当面、湯茶の設備を設ける。

11、学校給食の充実について

- (ア) 調理業務の民間委託は偽装請負の疑いもありやめる。
- (イ) 当面、冷凍食品、加工食品を減らし、地元の農産物を多く取り入れる等の献立や味の工夫、有害輸入農産物、及び添加物の排除をめざす。2006年度の地場産野菜の年間使用料は10%、高崎市なみに25%をめざす。また、O-157による食中毒を出さない安全対策や、有害な化学物質などが溶出しない食器・包装を使用する。
- (ウ) 環境に配慮し、現在焼却処分している給食の残菜は、生ごみの堆肥化や、飼料として完全に再利用する。また、リターナブルびんでの牛乳の導入を研究する。

12、子どもの安全と健康を守るため、臨海・林間学校に医師または看護師を常駐させ、臨海学校のライフガードを増員する。生徒宿泊室にエアコンを設置し、駐車場を確保するなど施設改善をいそぐ。

13、学校週5日制に対応して

- (ア) 冒険あそび場などを市内各所に設置し、身近なところで子どもだけで参加できる場を提供する。
- (イ) バスの乗り放題チケットを発行する。

14、公立幼稚園の充実について

- (ア) 統廃合によって、幼児教育の後退が生じている。希望者が入園できるように施設の増設をおこなう。希望する障害児等を受け入れられるようにする。

15、私立幼稚園の充実について

- (ア) 保育内容の充実のため、運営費補助の増額をおこなう。
- (イ) 父母負担の軽減のため、施設整備補助の拡大や保護者負担軽減補助制度を新設する。

16、公立高校について

- (ア) 学校格差をなくして新学区制をつくり、推薦入学の廃止を含め、高校入試制度を抜本的に改善して受験地獄から子どもたちを守る。
- (イ) 学級削減と統廃合に反対し、地域の高校を守ることや、正規職員定数の確保・充実で、教職員の多忙化、生徒の学習・生活指導の改善をはかることを県に要請する。

17、帰国子女および外国人労働者の子弟の学習権を保障するための諸施策を講ずる。

18、工科大学

- (ア) 工科大学の「独立行政法人化」は止めよ。
- (イ) 工科大学の学問研究、技術開発の自主的・民主的發展をはかり、その成果を広く公開して地域の環境と産業の進歩に役立てさせる。
- (ウ) 大学の専門性をまちづくりや産業の発展に役立てるために、「地域研究開発センター」の拡充をはかる。
- (エ) 入学金、大学授業料の値上げはしない。

B 生涯学習

1、公民館・コミュニティセンター、図書館の運営を市民本位にすすめる。

- (ア) 第1コミュニティセンターの建設を急ぐ。
- (イ) 総社公民館の移転新築をいそぐ。南橋公民館図書室にエレベーターを設置する。
- (ウ) 図書室未整備の地区公民館については、早急に対応する。
- (エ) 市立図書館の図書購入費をさらに増額し、公民館図書室・学校開放図書室等の図書の実をさらに進め市民要望に応える。
- (オ) 公民館・図書館行事などの講師・審査員・補助員への謝礼・日当を引き上げる。
- (カ) 公民館・地区公民館の市民団体の利用については、必要以上の制限をおこなわない。

2、郷土の歴史、文化財を守る。

- (ア) 文化財保護の条件整備を急ぎ、担当の事務職員を増員し、分野別の専門職員を配置する。

(イ) 文化財めぐりのコースをつくる。

当面、総社・元総社地区の史跡整備を急ぐとともに、歴史散歩道・サイクリング道路を整備する。

(ウ) 発掘した遺跡を展示するための資料館を大室公園内に設置する。

(エ) 文化財ガイドを養成し、文化財啓発をする。

3、前橋プラザ元気21と旧ウォーク館の活用

(ア) プレイルームの利用料金は無料とする。

(イ) 市民が安全に利用できる駐車場の整備をする。

(ウ) 市民が自主的に運営し、使えるような映画館づくりを支援する。

4、文学館

(ア) 文学関係団体、サークルの活動、交流の拠点にできるようさらに運営上の充実を計る。

5、美術館等の施設・設備の拡充について

(ア) 美術館・博物館・郷土資料館については広く市民の声を聞いて計画的な建設方針の検討をおこなう。

(イ) 市民が利用しやすい市民ギャラリーをつくる。

(ウ) 子ども科学館構想については、子どもだけに限定せず、青少年も楽しく過ごせる居場所となるよう、施設の目的・規模・場所など、市民参加で総合的に再検討し、慎重にすすめる。

6、有害図書・ビデオ・DVD・インターネットの有害サイトなどの、「表現の自由」を十分に配慮しつつ、条例に基づく規制を強めるとともに、学校でインターネット、携帯電話などの使用についての教育をおこない、青少年を退廃文化から守る。

7、地域集会所・自治会館の新築および改築の助成金を増やし使用料を安くするなど、住民が利用しやすいように指導する。

C スポーツ・レクリエーション

1、市民スポーツを民主的に発展させるために

(ア) 市民プールはとびこみ用プール・観覧席等の増設と温水プールを併設する。

(イ) 上・下川地区方面にプールの併設を含めた基幹運動場を設置する。

(ウ) スポーツドクター・指導員・レクリエーションリーダーなど健康増進のための専門家集団を各地区に配置し、またスポーツ情報センター・スポーツ電話相談などを新設し、気軽に相談できるシステム化を急ぐ。

(エ) スポーツ施設を民間企業に管理させることをやめ市民が利用しやすいものにする。

2、市民レクリエーションの充実のために

(ア) 市内適地に「子どものくに」をつくり、幼児から青少年を対象に自然を生かした総合的なレクリエーション施設の整備を急ぐ。

(イ) 自然休養村・キャンプ場・市民保養センターなどを建設・活用し、市民レクリエーションの充実をはかる。

- (ウ) スケートボード、ローラースケートなどできる広場を整備し、青少年の居場所づくりを進める。

Ⅴ 市民のくらしを守り、市経済を活性化させ、産業を発展させる

A 商工業

政府の「構造改革」は、大企業によるリストラや非正規雇用・下請け切り捨てをかつてなく広げてきた。その結果、中小企業者の苦悩、大都市への経済集中と地方の疲弊、庶民の家計の苦難を招いている。

1、事業所の実態調査等

- (ア) 大型店の進出や大企業の撤退の際には、本市雇用状況・中小業者への影響調査をおこなう。
- (イ) 外部への委託調査ではなく、市職員が直接訪問し中小業者への実態調査をおこない、その結果にもとづいて個別支援施策を強める。

2、地域経済振興対策

- (ア) 「まちづくり三法」にもとづいて、南部拠点地区などが郊外への大型店出店を規制する。
- (イ) 市内中小企業と大学や高専・高校との「地域産学提携」を強め、技術・商品開発を支援し中小業者の技術技能の相談窓口を広げる。さらに、青年の就業と技術取得を支援する。「中小企業支援センター」をつくる。
- (ウ) 地域経済を振興し、雇用を守るため、本市独自の（仮称）「地域経済振興条例」を制定する。
- (エ) 地域経済振興のため、官公需、公共事業を地元で優先発注する。

3、税・公共料金

- (ア) 庶民大増税（定率減税など）を元に戻し、消費税増税はおこなわないよう政府に意見を上げる。
- (イ) 収入が激減した業者の営業とくらしを守るため、市民税や固定資産税、国保税などの、減免基準を緩和し弾力的に適用する。
- (ウ) 居住者に喜ばれ、建築関係の仕事も増えるなど、地域経済への大きな波及効果が期待できる「住宅リフォーム助成制度」を創設する。

4、融資制度

- (ア) 融資相談窓口を充実し、市民の利用を促進する。
- (イ) 貸し渋りをやめさせるため、制度融資の活用状況の実態調査を全金融機関対象に実施する。
- (ウ) 制度融資の利用から経営に苦しむ業者が排除されないよう、引き続き税滞納者の完納が前提となる「分納誓約書」による融資の徹底をはかる。

- (エ) 「借り換え保証制度」の返済期間を国と同様に10年とする。
- (オ) 勤労者融資制度の利用は全ての市民が借りられるようにする。
- (カ) 中小企業にサラ金・ヤミ金融被害が広がっており、高利被害者の市消費センター相談窓口を設置する。
- (キ) 「生業資金」としても使える無担保・無保証人の緊急即時の融資制度を創設する。

5、商店街振興

- (ア) 共同施設整備、共同売り出し、イベント等の独自商業振興策を積極的に支援し、さらに充実する。
- (イ) 商店会の事務局員を確保するための助成をする。
- (ウ) 新規独立開業をめざす起業家支援のための研修・相談など、市独自施策をさらに充実させる。
- (エ) 空き店舗解消のための実態を一覧にして、商店としての利用を促進し、住み続けられる町づくりにむけて、福祉や生涯学習部門など関係部局との連携を図る。
- (オ) まちづくりにぎわい再生計画を反映した実効性ある中心市街地活性化基本計画の見直しをはかる。
- (カ) 4番、8番街および旧ウオーク館については、多くの市民の声を反映した商業・福祉・文化等の施設計画とする。

6、産業振興施設等

仮称「市産業振興支援センター」は、商品開発・技術開発の支援や販路開拓、情報提供、経営指導、研修など、市内中小企業の要望にこたえられる施設をめざして建設を急ぐ。

7、観光施策

- (ア) 全国より観光客を誘致できる観光施策をつくる。
- (イ) 本市の特徴ある歴史、文化遺産を全国に向けて発信する。
- (ウ) 特産品の開発をする。
- (エ) 赤城南面観光コースづくりをする。

8、公共工事の契約

- (ア) 公共工事は福祉・教育・住宅など中小業者の仕事となる生活密着型公共事業を増やすとともに、大手に発注した工事についてはその下請けを市内企業が受注できるよう指導を強める。また、元請けによる下請けへの丸投げを防止するためにも分離分割発注をひろげ、できる限り多くの市内中小業者の受注機会を拡大する。
- (イ) 「小規模工事希望者登録制度」の50万円の上限契約額を130万円まで引き上げるとともに、発注する各課に登録業者への契約件数を増やすよう指導を強める。
- (ウ) 公共工事における談合などの不正を防止するため、入札制度の改革に引き続きとりくむ。とくに、公募型指名競争入札を原則廃止し、一般競争入札の対象事業をいっそう拡大する。
- (エ) 地元中小企業の仕事確保の観点から、一般競争入札を原則としつつ工事規模に対

応して入札参加資格を限定する「条件付一般競争入札」とする。一定額以下は大手企業を排除する逆ランク制度を採用する。

(オ) 公共工事の発注にあたっては、二次三次を含めて全ての段階での下請け「契約書」の提出を義務付け、実態の調査・点検を行い、ダンピング発注をしないよう指導する。

(カ) 公共工事にかかわる全ての現場労働者に適正賃金（積算単価による賃金）が支払われるよう「公契約条例」を制定する。

9、「企業誘致条例」の大型店出店への助成策は見直しをする。

10、伝統産業振興

木工家具、こけし、地酒、経木、漬物などの地場産業振興のための支援（商品開発・販路開拓、経営指導など）を強める。

11、市独自の雇用対策事業に取り組み、雇用増につながる事業をおこなう。

B 農 業

1、麦・大豆などに対する「品目横断的政策」では麦価への助成を強める。

2、米価下落への助成策を講ずる。

3、政府買入米については、農家が希望する全量を買上げさせる。

(ア) 自主的な転作作物については補助率の引き上げ、栽培・管理に必要な施設・機械に対する十分な助成をおこなう。

4、学校給食等にも、新鮮で安い地元農産物を供給できるよう、総合的施策を講ずる。

5、特定野菜、青果物に限定することなく、直接生産農家に対し、市単も含めて本市の主要農産物の価格保障制度をつくる。

6、地産・地消の促進

(ア) 産直・契約栽培・朝市・観光農園・現地即売などを助成し、生産者と消費者の結合をつよめる。

(イ) 農業マップ・産直マップを充実させ、生産者と消費者の交流・連携がより一層はかれるようにする。

(ウ) 農産物に一次加工などを施し、粕川村の大豆など特産品を活かして商品化するための技術開発、施設整備などの援助をさらに強める。

7、畜産振興について

(ア) 畜産物についての価格保障制度を創設する。

(イ) 輸入牛肉の安全性について、情報提供と検査体制の強化を国に求める。

(ウ) 後継牛育成のために、預託料の助成は長期的におこなうとともに、助成額の拡大をはかる。

(エ) BSE対策の全頭検査を引き続き継続する。2008年7月期限の検査料も助成するように国に意見をあげる。

8、養蚕振興について

(ア) 最低保障価格の引き上げを国・県に強く働きかける。

(イ) 天蚕等、市場性のある品種の導入・育成などの指導・研究体制を整え、助成をさらに強める。シルクブランドの拡大をはかる。

9、新規就農者の援助金を少なくとも月額15万円・5年間支給する。後継者養成のために高校・専門校で農業技術者に対する奨学金を創設する。

10、農村集落排水事業をさらに進めるとともに、下水道のない所での公共施設の排水処理と家庭雑排水処理は、合併浄化槽や土壌浄化法で対応する。旧宮城村でおこなってきた合併浄化槽の保守点検補助を全市に広げる。

11、農村集落排水事業費、土地改良、農村道整備費のコスト縮減、入札落札率＝契約額の引き下げをおこなう。

12、休耕田の有効活用のひとつとして、市民農園を計画的に普及するとともに、技術指導の体制をとる。

13、市内農産物の検査数の増加をはかり、安心して購入できるよう啓発する。

14、「安全でおいしい食糧を安く」という消費者ニーズに応え、環境保全型農業を強力に推進し、有機低無農薬栽培への指導・援助を強める。また「おいしい米づくり・麦づくり」についても技術の確立から消費の拡大まで全力をつくす。

15、認定農業者、「担い手」中心の選別農政でなく、家族農業を守り、すべての意欲ある農家に支援の手が行き届く農政に転換する。

16、南部拠点地区開発は農業振興策と矛盾する。組合施工区画整理による整備手法は保留地が売れなく問題である。大規模開発は急がず、保留地の売却見通しが明らかになるまで延期すべき。

C 勤労者・消費生活

1、市民のくらしと営業を直撃する消費税の税率引き上げに反対し、増税政策をやめるよう国に要請する。

2、勤労者

(ア) 勤労者住宅建設資金は限度額を拡大する。

(イ) 企業の協力を得て、求職者が一定期間技能体験ができるような雇用促進のためのサポート事業に市として取り組む。

(ウ) 深刻な失業の増大に対応するため全庁的な総力をあげた対策を講ずる。商工振興課内の雇用相談窓口を再開する。

(エ) 関係期間の連携をはかり、青年の雇用を企業に働きかける。

3、雇用・パート労働者

(ア) パートで働く人々の賃金水準を引き上げ、扶養控除額の引き上げを国に働きかける。

(イ) 内職・パート相談事業を拡充し、実態調査・仕事の確保・就業後の悩み相談及び労働条件改善などにつとめる。

4、消費者

- (ア) 市消費者保護条例を制定し、消費者行政を強める。
- (イ) 市消費生活センターは被害者に対して、解決するまでの実務的な相談にのるなど、より親切できめ細かな対応をする。
- (ウ) 消費生活展開催日数を増やす。実行委員会に消費者団体を加える。
- (エ) 市消費者団体連絡会など自主グループに対する助成を拡大する。
- (オ) 架空請求や「オレオレ詐欺」「住宅リフォーム詐欺」など、悪質な訪問販売や、街頭勧誘などから市民の被害をなくすため、市民啓発を一層強める。
- (カ) 消費者被害予防のために副読本を作成し、学校教育や地域での生涯教育に位置づけ、体系的な消費者教育をおこなう。

5、サラ金・クレジットカード等の被害から市民を守るために

- (ア) 商工ローン、サラ金、クレジットカード被害を根絶するため、過剰融資防止の監督・指導を強化し、被害者救済を徹底する。訪問販売をはじめ、さまざまな消費者トラブルを未然に防止するため、出前講習など消費者教育の強化をはかる。
- (イ) 市民相談窓口を充実させ、情報提供や相談、救済対策を強める。勤労者生活資金制度を借り換え融資を含めた制度に改善する。
- (ウ) 上毛新聞・群馬テレビに対し、サラ金・商工ローンの広告の自粛を要請する。
- (エ) サラ金の無人貸出機設置の自粛を業界に要請する。
- (オ) 生活一時資金の源資をふやし、限度額を5万円から20万円に引き上げる。

6、市民への食の安全をはかるため、輸入食品の流通過程や輸入農産物のポストハーベストなど、調査・検査を実施し、その結果を市民に情報提供する。

7、前橋地区職業訓練校の拡充を計り、市民の再就職への支援をおこなう。

8、高齢化が進むなかで、65歳までの継続雇用の推進と再就職の促進を働きかける。シルバー人材センターにおける仕事紹介件数を増やし、一層充実させる。会員登録、相談体制を本庁・公民館・支所でおこなう。

Ⅵ 生活環境整備をすすめるために

生活密着型の公共事業を重点にし、安全で住みよい住民本位のまちづくりをすすめることをめざして、生活環境の整備、住民合意の民主的な地域開発、交通安全、公害対策をすすめる。「環境都市宣言」を生かしたまちづくりをおこなう。

A 環境衛生

1、ごみ対策について

- (ア) 今後もごみ処理費を市民転嫁する有料化はおこなわない。
- (イ) ダイオキシンや重金属類などの有害物質に加え、地球温暖化の原因となる二酸化

炭素の発生をおさえるために、リサイクルできない廃プラスチックは、分別をさらに徹底し、焼却処理を減量する。

- (ウ) 生ごみの自家処理等の市民教育・啓もうを徹底し、家庭用生ごみ処理器の助成を事業所を含めて拡充する。生ごみを堆肥化する市の体制を作り研究をすすめる。
- (エ) 剪定枝は城南地区に計画中の施設にもちこみ、活用する。
- (オ) 有価物集団回収の組織をふやすとともに助成を強める。未実施地域は、資源として市の回収に位置づけ、資源化率を25%以上とする。
- (カ) 塩ビ系容器の使用自粛、過剰包装についての改善を業者に要請指導する。
- (キ) リサイクルプラザを早期に設置する。
- (ク) 技術的にも未開発で危険性をともなう溶融炉は導入しない。
- (ケ) 下増田町へのごみ処理工場の統合は、慎重におこなう。

2、ダイオキシン対策

- (ア) 廃プラスチック類の分別収集を徹底する。廃プラスチック製品を燃やしていることの影響を正確に調査する。

3、産業廃棄物対策

- (ア) 産業廃棄物処理は、排出事業者の責任と負担をより厳正に指導するとともに、市外からの持ち込みは、きびしい事前協議と監視体制を強化し、搬入できないようにする。
- (イ) 産業廃棄物の不法投棄・焼却に対する監視体制を強め、厳しく取り締まる。

4、半導体産業などからの有機塩素系溶剤をはじめとする、各種の化学物質による環境汚染の実態調査と、発生源対策を強化する。

5、「地球温暖化防止行動計画」について、全市民、全事業所にも広げる。具体的削減計画を事業所につくらせる指導をする。

6、悪臭・騒音・粉塵・水質汚濁などを発生する工場等に対して、指導・監督を強める。中小企業や農家の臭気対策として、環境設備費補助や制度融資を充実する。

7、大気汚染・水質汚濁・騒音・地盤沈下・悪臭など、環境や公害の実態をより正確に把握するための住民参加の体制をつくとともに、今日の環境の時代にふさわしい調査・研究・情報収集を強める。

8、群馬化成産業に対して、原材料持ち込み場所、なめし皮工場の脱臭装置の改善を早急にさせる。抜本的な悪臭対策のために、モニター配置、24時間パトロールを強める。

9、東片貝町(株)ナグモコーポレーション、滝窪町・福和産業(株)、野中町・石井興業(有)、の建築廃材処理の実態調査の立ち入りをおこない、公害をなくす。

10、企業による地下水大量くみあげを抑制するために、「地下水くみあげ規制条例」づくりをする。

11、水源地域への産業廃棄物処理施設の建設などを禁止する「水源保護条例」を制定する。

12、宗教法人への地元説明会の義務付設置や、地元との合意を前提に許可する。

13、「墓地・埋葬等に関する条例」や「市要領」の設置基準の遵守。設置場所の近隣住民との合意を前提に許可する。

B 交通・安全対策

- 1、市民がいつでもどこでも、安心して利用できる総合交通体系を確立する。
 - (ア) バス路線のない住宅地・病院・公共施設にバス路線を新設する。
 - (イ) 市民要望の強い地区（総社、清里、芳賀）に、マイバス路線の拡大をはかる。
 - (ウ) マイバスの料金値上げをしない。
 - (エ) 広瀬・山王方面に、協立病院や市立体育館、六供温水プール、前橋大島駅など経由する循環バスを走らせる。
 - (オ) バス路線の運行便数は減らさない。
- 2、パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライドの導入、並びにバス停に上屋を設置する。
- 3、CO₂削減目標を視野に入れ、地球温暖化対策のためにLRTの導入を研究する。
- 4、交通事故防止のために信号機の新設・改良、及びカーブミラー設置や、横断歩道の安全策を講じる。
- 5、歩道の段差解消、側溝の溝蓋の甲ブタ整備など安全確保対策をすすめる。
- 6、J R東日本との協議をすすめ、すべての駅にエスカレーターやエレベーターを設置させる。
- 7、大型店、大型建築物、公共施設の新設や、住宅・工業団地造成にあたっては、地域の実情を調査し、環境整備やアクセス道整備・交通安全対策をたてる。
- 8、上越線群馬総社駅のホーム及び駅舎の残りの改修は、J R東日本に働きかけ促進する。
- 9、チャイルドシートの助成制度を創設する。

C 道路・水路

- 1、県庁群大線のような事業の長期化は、費用対効果の観点から計画自体の適否が問われている。都市計画道路の計画を住民本意に見直し、厳密な再評価をおこなって廃止・縮小することも含め現状に即した道路づくりに転換するとともに、計画地区内住民に対しては、進行状況を知らせる。
- 2、歩道段差解消などのバリアフリー化にむけての整備は、国道・県道との連携をはかり、高齢者施設や障害者施設などの付近は早期に実施するとともに、透水性の舗装を拡充する。
- 3、利根川河畔サイクリングロードの早期完成を県にはたらきかけるとともに、歩行者・自転車専用道路を随所につくる。
- 4、道路パトロールを強めてかまぼこ型道路による危険箇所を把握するとともに舗装のはがれや甲蓋やグレーチングなどの損傷箇所を修理する。
- 5、溢水対策重点地区、並びに新たな水あふれ地区（桂萱地区など）に対して、溢水が

起こらないように県とも連携を十分図り抜本的な対策を講ずる。

- 6、道路側溝の甲蓋・グレーチングのない箇所については、歩行者・自転車の安全上からも、早期に設置する。
- 7、安中街道踏切の歩道を整備する。
- 8、私道整備の補助率を90%に引き上げる努力とともに、市への私道用地の寄付による移管制度があることを市民に周知する。
- 9、未設置の広瀬川（平和町1丁目付近、広瀬団地付近、天川大島町付近）、葦（ニラ）川に遊歩道を整備する。

D 住 宅

1、市営住宅の建設について

- (ア) 増加している入居待機者の解消のため、新規建設も行い、低家賃住宅、高齢単身者用住宅も増やし、入居待機者をなくす。身障者用住宅、シルバーハウジングなどを十分確保する。
- (イ) シルバーハウジングには、生活支援員を複数配置し、充実を図る。
- (ウ) 中心市街地への市営住宅の建設を促進するとともに、民間マンション等の借り上げ市営住宅制度を取り入れ増設する。

2、既設市営住宅の改修について

- (ア) 「ストック総合活用計画」に基づく実施計画を早期に具体化し、各団地ごとのリフレッシュ計画を公表する。
- (イ) 単年度のエレベーター設置の住棟をふやし計画的に促進する。
- (ウ) 風呂桶と風呂釜または給湯器の未設置団地は早急におこなう。
- (エ) トイレは、早期にすべてを洋式化する。
- (オ) 照明灯未設置で周辺に街路灯がなく暗い自転車置場は、犯罪防止の上からも各団地ごとの現状を把握し、すみやかに設置する。
- (カ) 市営住宅の改修費をいっそう増やし、総合的なリフレッシュ計画を実施する。
- (キ) 10年以上同一世帯が住み続けている市営住宅は、市の責任でタタミやふすま・クロスなどの取り替えをおこなう。長期入居者住宅の修繕を積極的に実施する。
- (ク) 既設住宅の建物および建物の周辺のバリアフリー化工事を促進する。

3、市営住宅の建て替えについて

- (ア) 南橋団地の建て替え事業は、事前に現在の入居者の要望を十分把握し、一棟の建設を単年度でおこない、事業が長期化しないよう留意する。
- (イ) 建て替えにあわせ公園や集会所や児童館、スポーツ施設、駐車場などの住民要求を実現させる。
- (ウ) 大家族向け住宅、身障者用、単身高齢者用など若い世帯と高齢世帯がいっしょに住める住宅づくりをめざす。
- (エ) 建て替えにあたっては、入居者全員が住みつづけられるように家賃額を低く抑制

する。

(オ) 建て替えた市営住宅の入居者の傾斜家賃期間の現行5年を市独自にさらに延長する。

4、市営住宅の管理について

(ア) 退去住宅の修繕をすみやかにおこなうとともに、市営住宅の入居あっせんは月1回ではなく県営住宅並に毎週おこなう。

(イ) 母子家庭、父子家庭、及び病弱者家庭などのうち特別な事情のある場合は市営住宅入居は申し込み順とせず選考入居とする。

(ウ) 入居所得基準額の大幅引き上げを国に働きかける。

(エ) 市営住宅駐車場料金を低料金におさえる。

(オ) 市営住宅の駐車場の不足を解消するために、市が民間の土地を借り上げて整備する。

5、住吉第1団地の特別賃貸住宅の長期空き部屋は、市営住宅対応に改善する。

6、市住家賃の滞納者への明渡しや家賃支払いの提訴を安易におこなわず、生活状況を見ていねいに聞き分納の指導を強める。

E 公園・緑化

1、全国都市緑化フェア終了後の大規模公園の整備にあたっては予算規模・工期・整備後の維持管理費など精査し、過大な整備とにならないようにする。とくに、荻窪公園については整備計画の縮小の検討を行う。

2、身近な公園や緑地の管理予算を増額し、公園愛護会がになえない樹木の剪定、街路樹の剪定、公衆便所の清掃、出入口や公園内のバリアフリー化などを充実させる。

3、遊具および公園の安全点検マニュアルを整備し、定期点検をおこなうとともに必要な箇所のすみやかな改修をおこなう。

4、公園内に除草剤を散布しないよう、愛護会への指導を徹底する。

5、彫刻を配置した遊歩道・公園を計画する。

6、中央児童遊園については、指定管理者が物品販売など営利事業を拡大し、公園の運営目的を逸脱しないよう日常的な指導監督を強める。

7、生垣補助制度の補助枠を拡大するなどして、市民啓発をすすめ、制度の利用をうながす。

8、松枯れ対策を抜本的に強める。

9、補植予算を増額し、街路の並木を守る。国・県道の街路樹の適切な維持管理を要請する。

F 都市計画・区画整理

市施行区画整理は、10地区で（2007年3月末現在）、移転計画戸数は5,342戸となっているが、未移転家屋数は4,206戸も残っている。事業期間が20年をこえて長期化している

地区も少なくない。道路・下水整備や家屋移転が大幅に遅れているために、住民生活に支障が生じているところもある。事業地区別に急いで対策をたてる必要がある。

1、区画整理について

(ア) 新規の区画整理の二中第1・文京町四丁目区画整理事業については、事業計画仮換地決定にあたっては、説明会をくりかえしおこない、理解を得てからすすめる。

(イ) 仮換地指定は、地権者・審議委員・市の3者による公開調整をおこない、地権者の合意・納得が得られてから仮換地指定通知を出す。

2、長期化している区画整理事業の対策

(ア) 長期化している区画整理地域に対しては、優先して予算を投入し早期の事業実施をはかる。

(イ) 仮換地指定手続き・移転補償協議を迅速におこなうために、現地事務所の設置・専任担当職員を増員する。

3、住民負担の軽減対策ほか

(ア) 平均減歩率を25%未満に引き下げる。

(イ) 私道の取扱いについては、一律換地不交付対象とするのではなく、地域の実情に基づき換地対象とする。

(ウ) 隋契保留地の価格の決定にあたっては、価格案を全地権者に事前公表し、住民に納得のいく価格とする。

4、家屋等の移転補償費の算定基準・補償額の内示は、ていねいに説明する。建物移転は「曳き家工法」を原則とするのではなく、建てかえを必要とする建築物については「再築工法」で補償する。

5、借家人に対しては、市の責任で公営住宅等の優先斡旋をおこなう。家財・引っ越し費用等、移転補償費についての周知をはかる。

6、随意契約保留地の買い戻しにかかる不動産取得税を減免するよう県に要請する。

7、保留地の登記にかかる登録免許税は、国に働きかけ減免措置をとる。

8、前橋南部拠点地区の開発は急がず、また、同拠点地区については2009年度の線引きの見直しによる市街化区域編入はやめる。

9、工業団地は五代南部工業団地、ローズタウンなど完売の目途をつけた上で、新たな造成に着手する。

G 中・高層・大型建築物の対策について

1、マンション建設に伴う、業者と近隣住民との紛争が多発している。「中高層建築物等に関する指導要綱」に基づく近隣住民との協議を十分行わないまま、建築確認申請が行われていることがその原因となっている。要綱の厳守の指導を抜本的に強める。

2、「要綱」に基づく「確約書」の内容が問題がないかどうかの「裏付け調査」(抽出)を行い、紛争発生未然防止に努める。

3、マンション・ホテルなどの構造計算の偽装を防ぐため、民間の指定検査機関が行っ

た建築確認については、市民要望があれば市および公的機関が再チェックできるような体制を確立する。

- 4、高層マンション等の建設が既存の住宅地に日照障害、風害、振動、電波障害などを発生させる場合が増えている。今、マンション建設規制条例、景観条例などを制定し、高さ制限や地域制限などを行う自治体が増えている。本市においても、条例による規制の検討を開始する。

H 上・下水道

- 1、田口町の地下水汚染問題の早期解決をはかる。汚染の原因と見込まれている坂東工業団地内のカーバイトくずの一刻も早い除去を県と原因者である当該企業に強く求める。
- 2、上・下水道料金の引き上げはおこなわない。保育所や高齢者介護施設などの福祉施設などに対して、割引料金を導入する。
- 3、水道料金の滞納対策については、拙速な給水停止をおこなわず、滞納者の生活状況をていねいに聴取し、社会福祉課など関係当局と連携を図り、分括して自主的支払いの努力を尽くす。
- 4、上・下水道料金の減免制度の周知をはかるとともに、生活困窮者が制度の適応を受けられるように減免基準を緩和する。
- 5、地下水の利用、保全、涵養に努力するとともに、雨水の利用や地下浸透の促進に努力する。雨水貯留施設や地下浸透マスの補助事業を開始する。
- 6、県央水道水のこれ以上の拡大をやめ、受水量の見直し、受水単価の引き下げを県企業局に要請する。
- 7、「地下水保全条例」を制定し、地下水の保全、汚染防止、涵養に関する事項ならびに地下水の大口汲み上げ企業に協力金を課する事項を定め、地下水保全の財源確保とともに無制限な汲み上げを規制する。
- 8、市街化区域外の下水道整備は、農業集落排水事業・合併浄化槽普及事業も含め関係課と連携をはかって促進する。
- 9、上・下水道建設工事費の契約額の引き下げ・コスト縮減、物品契約額の引き下げの努力をおこなう。
- 10、水あふれ対策・地域雨水処理のため公共下水道（雨水）幹線、ならびに支線の施工を急ぐとともに、雨水の貯留、浸透施設を設置するなどし水あふれ防止対策につとめる。
- 11、未水洗化世帯をなくすための指導を一層つよめる。

Ⅶ 防災体制を強化し、市民生活の安全を守る

「地域防災計画」に基づいて、地震対策を含め市民が安心してくらせる前橋をつくる。また集中豪雨などにたいし雨水排水対策の実施をいそぎ、都市水害から市民のいのちと財産を守る。

- 1、地震、台風、大火災発生時の避難・誘導體制を整える。とくに、災害時の高齢世帯・身障者・一人ぐらし高齢者など、要援護者の避難誘導體制を日常的に確立する。そのためにも自治会ごとの防災組織を立ち上げる。
- 2、被災者への、災害見舞金の支給基準の拡充とともに、支援額を引き上げる。
- 3、被災者生活再建支援法を改正し、住宅本体の再建ができるよう国に求める。
- 4、学校・病院・施設・企業・大規模店・工業団地・地域ごとの自主防災組織づくりを強める。また、消防機械・用具・建物の整備をすすめるための助成をおこなう。
- 5、飲料水兼用型の流水式耐震性貯水槽を増設する。
- 6、避難先の学校体育館に、トイレ、水道設備をはかる。
- 7、非常食料、飲料水、簡易トイレ、毛布などの備蓄をふやし地震用備蓄倉庫の充実をはかる。
- 8、木造住宅耐震診断補助事業の周知をおこなうとともに、低所得世帯対象の耐震補強工事の補助をつくる。
- 9、自動体外式除細動器（AED）未設置の公的施設、幼稚園、保育所にも設置し、使用方法の講習を強める。
- 10、消防と消火体制の一層の強化をはかる。消防職員は早期に国基準を達成する。

Ⅷ 平和と民主主義を守る

日本国憲法は戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認を定めた世界に比類ない平和憲法です。ところが、いま憲法9条を中心に憲法改正を求める動きが急速に強まっています。

日本国民が、61年にわたって改憲を許さなかったのは、悲惨な戦争体験から、二度と戦争をしてはいけないと肝に銘じてきたからです。

改憲勢力は、アメリカや日本の財界の言いなりになって、日本を海外で戦争する国に変える方向で一致しています。さらにこのような国策に従順な人づくりという観点から、教育基本法を改悪しました。国民投票法案も憲法改悪のための手続法案です。国民の活動を監視し、抑圧・弾圧する共謀罪を刑法に導入するうごきや防衛庁の「省」への格上げも同根のものです。

戦争をしない国として、平和的手段で世界に貢献し国際的な信用を高めるのか、それともアメリカに追従して世界各地の先制攻撃戦争に参戦する道を進むのか、まさに、国のあ

り方の根本が問われています。

このような情勢であるだけに、市長は憲法擁護・9条改悪反対の立場を明確に表明し、毅然とした態度でさまざまな平和行政・施策を推進することが求められています。

- 1、憲法9条の平和理念を全市民のものとする企画をおこない、憲法擁護の啓発活動をすすめる。
- 2、新テロ特措法案に反対し、「日米地位協定」の見直しを国に求める。
- 3、策定した「前橋市国民の保護に関する計画」は、思想表現の自由や財産権など市民の基本的な人権を侵害する計画とならないよう十分留意する。
- 4、「非核平和都市宣言」の塔を各支所や市民文化会館やスポーツ施設など人の集まる場所に設置し、平和の大切さを積極的にアピールする。
- 5、相馬ヶ原第12旅団の訓練飛行回数の削減と早朝・夜間・休日飛行の中止とともに、日米合同演習に参加しないように政府に要求する。
- 6、米軍ジェット機の市内・赤城南麓における低空飛行訓練をおこなわないよう、米軍と政府に要請する。
- 7、平和都市宣言にふさわしい平和教育・啓蒙宣伝の施策、及び、市民参加の平和コンサート・平和美術展・平和写真展など企画し、これらの行事予算を増額する。
- 8、前橋空襲資料等をひきつづき集め、常設展示できる平和記念館（仮称）をつくる。当面市庁舎、公民館、図書館、学校等で定期的に展示する。
- 9、平和にかかわる文学、美術作品を集め、文学館・美術館の内容を豊かにする。
- 10、図書館・公民館図書室・停本所に「平和コーナー」を設け、平和に関する図書、資料、写真集およびビデオなどを豊富にとりそろえる。学校教材としても活用できるようにする。
- 11、毎年8月には、前橋空襲犠牲者追悼行事に加えて、全市民を対象にした平和行事をおこない平和教育を推進する。合わせて、原水爆禁止世界大会、広島・長崎の平和記念式典への代表参加をすすめる。
- 12、あらゆる公式行事において、「君が代」斉唱、「日の丸」掲揚を強制しない。
- 13、自衛隊を前橋まつりや学校行事、児童生徒の体験学習、公の行事に参加させない。
- 14、自衛官募集などの広告、宣伝に協力しない。
- 15、右翼団体、暴力団、勝共連合、アレフ（オウム真理教）等による青少年の勧誘を防止するため、各種団体に呼びかけ、また市広報で知らせる等、市民に注意を喚起する。
- 16、右翼団体が市民や各種団体の行事に対して妨害したり、危害を加える行為については警察がきびしく取り締まるようはたらきかける。

Ⅸ 大胡・宮城・粕川地域の予算要望

- 1、デマンドバスの運行については、利用者の声を聞き、市民の足として利用拡大をはかるとともに、利用料金はマイバス並に100円とする。

- 2、宮城、大胡、駒形間駅を結ぶ、バス路線は利用者の要求をよく聞いて、料金設定、運行時間、本数など改善し、路線の正式運行めざして全力をあげる。
- 3、上毛電鉄運賃の高齢者割引制度の割引率を拡大するとともに、市として助成する。
- 4、上毛電鉄駅舎のトイレ（公衆用トイレとしても）を設置する。
- 5、遅れている生活道路・水路の整備予算を増額し、早急に地元業者の仕事確保をはかる。
- 6、学校行事（文化祭、講演会、立志式など）や中学校部活動を始めとした、教育活動全般への予算を増額する。
- 7、引き続き旧3町村の中学部活動が使用している社会体育施設は、現行の使用を継続する。
- 8、学校給食への地元農産物の利用をJA、地元農家とも協力し、献立の独自メニューをふやす。
- 9、防犯灯の新設、維持管理費については経過措置後も自治会負担が増えないように、維持管理費の助成額の引き上げをはかる。
- 10、市全体の社会体育施設使用料金の軽減をはかるとともに、旧3町村の社会体育施設の利用時間区分については利用実態を考慮しながら改善をはかる。
- 11、各種団体への補助金の段階的カットについては、各団体の実情を考慮し見直しをはかる。支部として存続していく団体については補助を継続する。
- 12、有害鳥獣による農作物への被害が拡大している中、市として駆除などの対策を行なう。また、電気柵への市の助成を強化する。
- 13、在宅介護支援センター併設の老人福祉センターを東部地域に作る。

<大胡地域>

- 1、教員の増員をおこない、金丸分校へ正規の教員を増やし、複式学級を解消する。さらに、分校に養護教諭、用務技士の配置をおこなう。
- 2、大胡中学校体育館、滝窪小学校の体育館およびプールを早期に改築する。
- 3、大胡東小学校、滝窪小学校に学童保育所を早期に設置するとともに、大胡地域に児童館を建設する。
- 4、民間施設の借り上げなども検討し市営住宅を設置する。
- 5、東金丸地域に不法に野積されている産廃をただちに撤去させる。
- 6、大胡城址公園、並びにその周辺の整備と、戦争遺跡を保存し公開する。
- 7、各公共施設のバリアフリー化をはかるとともに、大胡支所や改善センターにエレベーターやスロープを設置し利用者の利便性をはかる。
- 8、大胡東小学校の教室不足解消のため校舎の増築を緊急におこなう。
- 9、県立前橋東商業高校の跡地利用を積極的に県に働きかけるとともに、施設利用について提案をしていく。（福祉施設、宿泊研修施設、文化ホール、スポーツ運動施設、職業訓練施設など）

<宮城地域>

- 1、宮城支所～三夜沢線・一杯清水～大前田線のバス路線は、学童の足の確保対策として補助制度を継続する。
- 2、納涼祭・体育祭など地域の主要行事の補助は継続する。
- 3、宮城学童保育所の施設については現在狭あい化しているので、希望する児童が入所できる施設を早急に確保する。
- 4、新支所建設については図書館・児童館・公民館など多機能型の施設とし、設計にあたっては地元住民の意見を十分反映させる。
- 5、別荘地など開発地域の傾斜地について、土砂くずれなど災害防止対策を強化する。
- 6、学童の通学路の安全対策として中央道から上神梅・四ツ塚線を通過する大型車輛の通行規制をおこなう。
- 7、旧宮城村が独自に設置した「止まれ」の道路標識については総点検し、箇所の見きわめをおこない、公安委員会の標識にすみやかにつけかえる。

<粕川地域>

- 1、転作作物である大豆の付加価値（味噌、醤油、納豆等）をつける事業を推進する。販路の拡大に努力し、学校給食等でも積極的に利用する。
- 2、上電と協議し、上電内にある第4種踏切は、沿線住民の意見も聞きながら安全対策を早急に講ずる。
- 3、南部幹線道路の深津地区の事故が多発している交差点に、早期に信号機を設置する。
- 4、粕川元気ランドの指定管理者を直営もしくは公的外郭団体の管理にもどす。

2008年度前橋市予算編成 に関する日本共産党の要望

発行日 2007年11月6日

発行 日本共産党 前橋市議会議員団

〒371-0026 前橋市大手町2-11-1 前橋市議会内

日本共産党控室 ☎027-224-1111 内線2341

☎027-224-1199

日本共産党前橋市議団のホームページ

<http://www.jcp-maebashi.gr.jp/>

日本共産党前橋勢多地区委員会

〒371-0031 前橋市下小出町2-16-7

☎027-232-1561 ☎027-232-1569

中道 浪子 ☎261-4355 笠原 寅一 ☎263-0688

長谷川 薫 ☎234-5326 小林 久子 ☎283-6756

田村 知子 ☎224-8363

※ご意見をどうぞ。お返事いたします。
